

## 表現等に関する製造事業者用ガイドライン

作成機関：クリーンガス証書評価委員会

### 1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、燃焼時に新たな CO<sub>2</sub>を排出したとみなされないガスが持つ環境価値（以下「クリーンガス価値」）の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で以下についてクリーンガス製造事業者が遵守しなければならない事項を定める。

- ・クリーンガス価値が証書として分離された e-methane 及びバイオガス等に関し行う表現
- ・クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）が認定するクリーンガス製造設備に関し行う表現
- ・機関が定めるクリーンガス証書マークの使用

なお、クリーンガス証書発行事業者は、クリーンガス製造事業者に本ガイドラインの情報提供と遵守を促すものとし、本ガイドラインの改定は機関が行うものとする。

### 2. 表現方法

クリーンガス製造事業者は、他者に証書を移転した場合、証書化されたクリーンガス相当量に係るクリーンガス価値を持たないため、証書により他者にクリーンガス価値が移転されたクリーンガス相当量をもってクリーンガス価値を有している旨の表現は認められない。なお、クリーンガス価値が分離された e-methane、バイオガスについては、「クリーンガス価値移転済 e-methane」や「クリーンガス価値移転済バイオガス」等、クリーンガス価値をもたないことを明示しなければならない。

ただし、クリーンガス製造設備自体については、下記のような表現が可能である。

- ・この設備は、クリーンガス証書機関（機関名を挿入）より認定された製造設備です。
- ・この設備は、地球環境に優しい製品を製造する設備です。

また、クリーンガス製造設備により製造されクリーンガス価値が分離された e-methane 及びバイオガスをガス事業者等へ売却する際には、その売却先に対してクリーンガス価値を第三者に移転させた旨の情報提供を行う。なお、その売却先も、クリーンガス価値が分離された e-methane 及びバイオガスについて表現する場合には、「クリーンガス価値移転済 e-methane」や「クリーンガス価値移転済バイオガス」等、クリーンガス価値をもたないことを明示しなければならない。

クリーンガス価値を第三者に移転させたクリーンガス製造事業者が、公的報告制度等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてクリーンガス価値を第三者に移転させた旨の記載に努めるものとする。

### 3. クリーンガス証書マークの使用

機関より認定されたクリーンガス製造設備及びその製造設備の広報ツールにクリーンガス証書マークを添付することは認められる。

クリーンガス証書マークを使用する場合は、証書発行事業者を通じて事前に機関に対し「クリーンガス証書マーク使用届出書」を提出するものとする。また、その使用内容について変更があった場合には、機関へ事後報告しなければならない。

### 4. その他

クリーンガス製造設備において、「クリーンガス証書認定・認証基準」の要件を満たせない事態が発生した場合には、クリーンガス製造事業者は証書発行事業者を介して、その旨を機関に届け出るとともに、その事態が解消されたと機関によって判断されるまで、要件を満たせなくなったクリーンガス製造設備においてクリーンガス証書に関連した表現等を行ってはならないとともに、クリーンガス証書マークを使用してはならない。

#### 附則（令和5年12月12日制定）

1. このガイドラインは、令和5年12月12日より施行する。

#### 附則（令和6年3月4日改定）

1. このガイドラインは、令和6年3月4日より施行する。

#### 附則（令和7年1月21日改定）

1. このガイドラインは、令和7年1月21日より施行する。